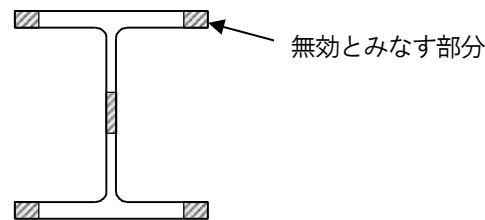


■ 幅厚比に適合する部分のみを有効とし、その他の部分を無効とする手法(昭57.9 [改正]平15.10 平22.12 令8.4)

この手法は、幅厚比が日本建築学会『鋼構造許容応力度設計規準』の規定値を満たしていない場合のみに用いる。なお、幅厚比は『鋼構造許容応力度設計規準』の規定値以上とすることが望ましい。

1次設計………『鋼構造許容応力度設計規準』の規定値を超える部分を無効とみなす。



なお、ルート2の場合は、昭55建告第1791号第2に規定する幅厚比を満足する必要があるので、この手法は用いられない。ルート1-2及びルート1-3の場合も、平19国交告第593号に規定する幅厚比を満足する必要があるので同様に扱う。

- 【参考】 ◇ 鋼構造許容応力度設計規準 9章（日本建築学会）
◇ 建築物の構造関係技術基準解説書2025 6.3.2～6.3.3（全国官報販売協同組合）